

自転車の「ながら運転」は違法です！

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から自転車の運転に関する罰則が新たに定められます。



※自転車乗車時にはヘルメットの着用も忘れずに！

スマートフォンなどを手で持って、自転車に乗りながら通話したり、画面を注視したりする行為は禁止となります。※停止中の操作は対象外

・違反をすると…

6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

・交通の危険を生じさせた場合は…

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(※危険行為)を反復して行ったものは自転車運転者講習制度の対象となります。受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金となります。※危険行為とは信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反などをいいます。

「ヘルメットを着用する」、「交通ルールを守る」

というあなたの決意が

あなたや周りの人の命を守ります。

こんな運転、したことはありませんか？

※自転車乗車時にはヘルメットの着用も忘れずに！



イヤフォンなどをつけたまま



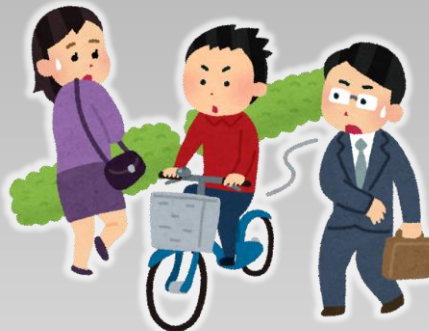
かさ
傘さし運転



ふたりの
二人乗り



しんごう むし
信号無視などの違反



ほ こうしゃ つうこう さまた
歩行者の通行を妨げる運転



ヘルメットをきちんとかぶって
いない

「誰かが見ているから」ではなく、
あなたや周りの人の命を守るために
自転車の安全な利用を心がけてください。

○保護者の皆様へ

令和6年11月1日より、自転車の「ながら運転」及び「酒気帯び運転及びほう助」に罰則が新たに整備されました。「ながら運転」につきましては、表面に記載の通りですが、「酒気帯び運転及びほう助」につきましては、以下の通りとなります。

- ・違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上記を踏まえ、保護者の皆様におかれましても、お子様とともに、法規を遵守した自転車の利用を心がけていただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、お子様の生命を守ることを第一に、以下の点について、ご家庭でも話題にいただき、安全な自転車の利用や交通事故の防止に御協力いただきますようお願いいたします。

- ・自転車乗車時のヘルメット着用について
- ・自転車運転時の「ながら運転」について
- ・普段利用している自転車の不具合の有無について
- ・日常での自転車の利用の仕方について
- ・家の近くの危険な場所や通学路などでの交通事故が多発地帯について
- ・交通事故に遭わないための工夫や心がけについて